振出日　平成21年１月30日
振出地　東京都新宿区
振出人　株式会社大気社　取締役常務執行役員　管理本部長　櫻井　　孝
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２１年（へ）第４９号
静岡市葵区金座町４番地
申立人　森田硝子株式会社
代表者代表取締役　森田　昌宏
申立人代理人弁護士　小野　森男
権利を争う旨の申述の終期　平成21年６月25日
平成21年６月26日　　東京簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＡＣ208832
金額　396,000円
支払期日　平成21年３月10日
支払地　東京都渋谷区
支払場所　株式会社みずほ銀行渋谷中央支店
振出日　平成20年12月10日
振出地　東京都渋谷区
振出人　共立建設株式会社　代表取締役　辰村　裕司
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２１年（へ）第５１号
埼玉県飯能市大字川寺329番地の２
申立人　有限会社サンエー電機
代表者代表取締役　市川　直是
権利を争う旨の申述の終期　平成21年６月25日
平成21年６月26日　　東京簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＩＯ246426
金額　131,145円
支払期日　平成19年７月22日
支払地　東京都板橋区
支払場所　株式会社三井住友銀行成増支店
振出日　平成19年４月20日
振出地　埼玉県日高市
振出人　シグマ光機株式会社　代表取締役　森　**玲**二
受取人　申立人
最終所持人　申立人

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第９８号
山形県南陽市漆山1973番地
債務者　星　　勇雄
１　決定年月日時　平成21年７月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで　山形地方裁判所米沢支部

平成２１年（フ）第１０４号
山形県米沢市東大通１丁目１番141号
債務者　原田　隼人
１　決定年月日時　平成21年７月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで　山形地方裁判所米沢支部

平成２１年（フ）第１０５号
山形県南陽市赤湯356番地の55
債務者　会田　照子
１　決定年月日時　平成21年７月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで　山形地方裁判所米沢支部

平成２１年（フ）第１０７号
山形県米沢市堀川町５番86号　シルクロード松桜館102号室
債務者　丸田　和男
１　決定年月日時　平成21年７月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで　山形地方裁判所米沢支部

平成２１年（フ）第１０９号
山形県米沢市吾妻町３番８－３号
債務者　飯沼　弘人
１　決定年月日時　平成21年７月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで　山形地方裁判所米沢支部

平成２１年（フ）第１１２号
山形県米沢市大字関根13511番地
債務者　角田　　信
１　決定年月日時　平成21年７月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで　山形地方裁判所米沢支部

平成２１年（フ）第１１３号
山形県米沢市御廟２丁目４番20号　コーポマイルーム101号室、前住所山形県米沢市諸仏町3566番地
債務者　今野ひとみ
１　決定年月日時　平成21年７月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで　山形地方裁判所米沢支部

平成２１年（フ）第３１４号
埼玉県鶴ヶ島市大字下新田20番地39
債務者　鈴木　松男
１　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第３３２号
埼玉県ふじみ野市亀久保３丁目８番22―301号
債務者　山崎　弘美
１　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第１１８号
千葉県成田市土屋771番地
債務者　大和　健樹
１　決定年月日時　平成21年７月１日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第２２３号
千葉県四街道市さつきケ丘17番８号　根岸政夫方、住民票上の住所千葉県佐倉市中志津７丁目376番地７
債務者　小縄　幹子
１　決定年月日時　平成21年６月30日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第２３７号
千葉県八街市八街へ15番地１
債務者　渡邊　一士
１　決定年月日時　平成21年６月30日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第１３９号
愛知県豊田市東山町２丁目１番地17
債務者　西田　重則
１　決定年月日時　平成21年７月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係